

整備工場における不適切な分解整備作業の実施について

トヨタエルアンドエフ岩手株式会社は、必要な認証を受けていない弊社の整備工場で、フォークリフトの分解整備作業を実施していたことを社内調査により把握いたしました。本件により、トヨタL&Fのフォークリフトをご愛用いただいている弊社のお客様をはじめ、関係するすべての方々に多大なるご心配とご迷惑をお掛けするに至りましたことを深くお詫び申し上げます。今後、法令順守を再徹底し、本件の再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、本件に関する状況につきましては、フォークリフトの製造元である株式会社豊田自動織機より、監督官庁の国土交通省に報告いたしました。

今後の対応を含めた本件の詳細につきまして、下記のとおりご報告させていただきます。

記

1. 内容

公道での走行が可能なナンバープレート付のフォークリフトは大型特殊自動車に区分され、道路運送車両法に基づく検査を受ける必要があります。その検査に伴う分解整備作業は、「自動車分解整備事業」の認証を受けている整備工場で実施されなければなりません。その認証を受けていない弊社の一部の整備工場での分解整備作業を行っていた事実がございました。

2. 原因

公道を走行するナンバープレート付のフォークリフトは、「自動車分解整備事業」の認証を受けた整備工場であれば分解整備作業ができないことを、一部の整備工場において周知徹底が十分になされておりました。

3. 経緯

本年5月、株式会社豊田自動織機より確認を求められ、社内調査を実施したところ、一部の整備工場において不適切な分解整備作業が実施されていた事実を把握するに至りました。

4. 対象の整備工場

該当するのは以下の整備工場(営業所)です。

一関営業所

なお、現時点において、認証を受けていない整備工場での分解整備作業に起因する不具合発生の連絡は受けておりません。

5. 対象の台数

認証を受けていない整備工場において分解整備作業を実施したフォークリフトの台数は、6台です。対象の6台については、整備工場(営業所)より早急にご案内の上、認証を受けている整備工場において安全確認のための点検整備を実施させていただきます。

6. 今後の対応・対策

分解整備作業の適切な実施のため、遵守すべき運用ルールを明確に規定するとともに、各整備工場の運用状況を定期的に監査することによって、再発防止の徹底を図り、お客様の信頼回復に向けて努力してまいります。

以上

【本件に関するお問合せ】

トヨタエルアンドエフ岩手株式会社 サービス部 : 019-638-4611